

建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

令和7年4月1日 適用
秋田県湯沢市

建設業の健全な発達や工事品質の確保に向けて、契約価格の適正化や実効性のあるダンピング対策の充実を図るため、令和4年3月4日付けで改定された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）に準じて、湯沢市が発注する建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を変更します。

1. 最低制限価格の設定対象について（令和7年4月1日一部改正）

設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）が、**200万円**を超える建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下、「建設工事等」という。）について、最低制限価格を適用しています。

最低制限価格を下回る金額で入札した場合は失格となります。

なお、最低制限価格は事後公表とします。

2. 算出方法及び見直しの内容

（1） 建設工事

建設工事に係る最低制限価格は、契約案件ごとに10分の**7.5**から10分の**9.2**の範囲内で、予定価格の算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算出された次に掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。

【令和4年3月31日まで】

土木系工事
（算出の基礎）
直接工事費の額に10分の9.5を 乗じて得た額
共通仮設費の額に10分の9を 乗じて得た額
現場管理費の額に10分の8を 乗じて得た額
一般管理費の額に10分の5.5を 乗じて得た額

【令和4年4月1日以降】

土木系工事
（算出の基礎）
直接工事費の額に10分の 9.7 を 乗じて得た額
共通仮設費の額に10分の9を 乗じて得た額
現場管理費の額に10分の 9 を 乗じて得た額
一般管理費の額に10分の 6.8 を 乗じて得た額

【令和4年3月31日まで】

建築営繕系工事（一般工事）
（算出の基礎） 純工事費からその他経費（純工事費に10分の1を乗じて得た額）を減じた額

【令和4年4月1日以降】

建築営繕系工事（一般工事）
（算出の基礎） （変更なし）



建築営繕系工事（専門工事※） ※昇降機設備工事等
（算出の基礎） 純工事費からその他経費（純工事費に10分の2を乗じて得た額）を減じた額

建築営繕系工事（専門工事※） ※昇降機設備工事等
（算出の基礎） （変更なし）



（2）建設コンサルタント業務等

- ※ 建設コンサルタント業務等における、最低制限価格の算出の計算方法に変更はありません。

詳しい算出方法については、「湯沢市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要領」を参照してください。